

## 愛媛の青い柑橘「媛プチ柑」使用要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、「媛プチ柑」の名称を使用する際に必要な事項を定め、もって愛媛県（以下「県」という。）のPR、柑橘等の県産農産物の販路拡大等に寄与することを目的とする。

(媛プチ柑の名称使用に関する権利)

第2条 媛プチ柑の名称使用に関する一切の権利は、県に属する。

(使用方法)

第3条 媛プチ柑の名称使用については、以下の要件を満たすものとする

- (1) 愛媛県産柑橘であること。
- (2) 品種は伊予柑、河内晩柑及びポンカンとする。
- (3) 原則8月に収穫する未成熟果とする。（加工等に利用する場合は、7月、9月の収穫物も可とする。）
- (4) 出荷にあたっては農薬取締法（昭和23年法律第82号）第25条第3項の規定を遵守すること。

(使用料)

第4条 媛プチ柑の名称使用は、無償とする。

(使用の申請)

第5条 媛プチ柑の名称を使用しようとする者は、あらかじめ媛プチ柑使用承認申請書（様式第1号）を知事に提出し、その承認を得るものとする。

2 知事は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用承認申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

(使用申請の免除)

第6条 以下の要件のいずれかを満たす者については、第5条で定める手続きを免除し、本名称を使用できるものとする。

- (1) 愛媛県内の生産者または加工業者、飲食店等であって、農業振興や本名称の知名度向上を目的とした利用であるとき。
- (2) 県外飲食店等の事業者であって、本県農業の振興や本名称の知名度向上を目的とした利用であるとき。

(資格要件)

第7条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、媛プチ柑の名称使用を認めないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する

連鎖販売取引を行う者

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、第3条に示された要件を遵守しなければならない。

(使用期間)

第9条 媛プチ柑使用期間は、原則として5年以内とし、使用承認申請書に記載のとおりとする。

2 前項の使用期間満了後において、媛プチ柑の名称を使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。

(承認内容の変更)

第10条 媛プチ柑名称を使用する者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた使用内容を変更しようとするときは、愛媛の青い柑橘「媛プチ柑」使用変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を得るものとする。

2 前項の申請については、第7条から第9条の規定を準用する。

(使用の非独占性等)

第11条 この要綱による承認は、使用者が自己の名称や意匠とするなど、独占して媛プチ柑の名称を使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は名称使用対象物等について県が推奨を行うものではない。

(使用実績の報告)

第12条 県は、使用者に対し、媛プチ柑の名称使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

(損失補償等の責任)

第13条 県は、媛プチ柑の名称使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に県が定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。